

経営における倫理失敗の概念規定の検討と倫理的責任上の社会的失敗

The Definition of Ethical Failure in Management and Cases of “Ethical” Social Failure

福永晶彦
Akihiko FUKUNAGA

概要

経営倫理、企業倫理という概念は今や我が国において広く定着していると考えられる。しかし、経営倫理上の失敗として一般的に話題になるのは法令違反の事例であるが、そのような事例は経営倫理上考察を行うべき事案としては限定的であると考えられる。そこで経営倫理上の失敗を法律的責任上の失敗と倫理的責任上の失敗に分けられることを指摘した。そして倫理的責任上の失敗をステークホルダーが直接的な被害を受ける直接的失敗と直接的な被害をステークホルダーには与えないものの企業に対する社会的批判が起こる社会的失敗に分類し、社会的失敗の分類と事例研究を行った。

キーワード：経営倫理、倫理失敗、法律的責任上の失敗、倫理的責任上の失敗

Abstract

The concept of business ethics became wide spread in Japan. However cases which became well known for ethical failures are often unlawful acts by corporations which are just one aspect of ethical failure. Thus in this paper, ethical failure is classified into legal failure and ethical failure in a narrow sense. Ethical failure in a narrow sense is classified into direct ethical failure and social ethical failure. Direct ethical failure is a failure which causes damages to a certain stakeholder and social ethical failure is a failure which does not directly harm any stakeholder but cases when criticism towards a certain company occurs. In this paper, cases of social ethical failures are analyzed.

Keywords: Business Ethics, Ethical Failure, Legal Failure, Ethical Failure in a Narrow Sense

1、研究の目的

経営倫理、企業倫理（1）という概念は今や我が国において広く定着していると考えられる。しかし、法令遵守と経営倫理の概念が同意味で用いられるなど必ずしも正確な概念規定がなされているとは限らない。例えば経営倫理上の失敗として一般的に話題になるのは法令違反の事例であるが、そのような事例は経営倫理上考察を行うべき事案としては限定的であると考えられる。そこで、本研究は経営倫理が対象とすべき社会的責任の範囲を再検討し、それを元に経営倫理として取り扱う失敗を倫理失敗と命名し、その内容の検討を行うとともに、倫理失敗の中でも考察や分析が不十分と思われる「倫理的責任」上の失敗についての考察を行う。

2、経営倫理の対象範囲と経営上の倫理失敗

経営倫理は企業経営に関わって発生する社会との関係、責任に関する事象である。企業と社会との責任関係全般については「企業と社会」論において研究対象とされてきた（2）。例えば、Carroll（1991）は企業の社会的責任を経済的責任、法律的責任、倫理的責任、慈善的責任の四つに分類し、経済的責任が最も基礎的な責任であり、以下法律的責任、倫理的責任、慈善的責任の順に段階的に企業の社会的責任が存在していることを指摘している（3）。この四つの責任のうち、どの責任を経営倫理の対象とするかは議論の分かれる所であるが、福永・山田（2003）はCarrollの四つの社会的責任のうち、「企業倫理」の対象としては法律的責任（法律に従うこと）、倫理的責任（ステークホルダーが期待する立法化・成文化されていない公正や正義を実現するような活動）に関する事項があたることを指摘している。それは、経済的責任は利益を得て株主に配当金を還元しながら長期的な競争優位を確立する責任であり、慈善的責任は良き企業市民であることを実践することでありその責任を果たさなくともステークホルダーから非倫理的であるとは見做されないからである。そこで、本研究においては福永・山田（2003）の規定した「企業倫理」の対象を経営倫理において取り扱う責任対象とし、その責任を果たすことに失敗することを経営における倫理失敗と定義づけすることにする。また、多くの経営倫理上の失敗が一企業のだけの問題ではなく、業界や企業団体など複数企業間に存在する問題である場合が多いが、本研究においては複数の企業間に共通した経営倫理上の問題もその研究対象とする。

このように経営上の倫理失敗とは法律的責任を果たすことに失敗することと、倫理的責任を果たすことに失敗することの二つに大別されるが、マスコミなどで注目されるのは法律的責任を果たすことに失敗し社会的事件になったものであり、倫理的責任に関する失敗は話題にはなるものの、その対象が広範でかつ強制的な罰則も存在しないため、マスコミ

などで注目される度合いは法律的責任上の失敗と比較して少ない。また、倫理的責任については価値観、思想信条などの違いによりその意味や問題とすべき行動の捉え方が異なってくるので、ある行動に問題があるかどうかは判断が分かれる場合がある。しかし明文化されていない公正や正義を実現すること、また倫理的責任上の失敗を犯さないことは、山田他（2002）の企業従業員に対するインタビュー調査で調査対象者が経営倫理上の問題として認識している事例として、法令違反的な問題と並んで、「エチケット、マナー」の問題、部門間に存在する不公平、人事上の諸問題など倫理的責任に関する問題を指摘されていることから理解できるように組織運営上極めて重要である。また、ある企業が法令には違反しないものの、公平性に欠く行為や不信感や不快感を生ずると広く認識される行為を行った場合、その企業に対する社会的な不信感が生じ、当該業界や経済システム全体に対する不信感までも誘発させる危険性がある。そこで、倫理的責任上の失敗についての考察を以下で行っていく。

3、倫理的責任上の失敗に関する考察と社会的失敗についての分析

倫理的責任とはステークホルダーが期待する立法化・成文化されていない公正や正義を実現するような活動であり、それに関する失敗とはステークホルダーが当該企業や企業の属する集団が脱法的な行為は行ってはいないものの公正さに欠ける行為を行っている若しくは社会通念上不愉快と見なされる行為を行っているとして認識し、企業やその属する集団に対し不信感や不快感を抱くことを指す。そして倫理的責任上の失敗の多くは、一、公正さに欠ける行為が直接ステークホルダーの不利益になってくる場合と、二、公正さに欠ける行為が特定のステークホルダーに影響を立証するのは困難な間接的損害を与える場合や社会的批判を引き起こす場合に大別される。本研究においては前者を直接的失敗、後者を社会的失敗と命名するが、前者の直接的失敗については現代社会における企業の影響力の大きさから派生する問題が指摘され(4)、雇用差別に関する研究などが行われているのに対し(5)、後者はついては未開拓であると考えられる(6)。そこで以下では社会的失敗を中心に考察を行っていくが、社会的失敗は(一)企業や集団の直接的、間接的利益に関わる政治的案件で企業がその社会的影響力を行使し、当該案件に批判的な集団や輿論から「私益優先」などの批判を受ける場合、(二)社会通念からかけ離れた行為が行われた場合、(三)企業や集団の行為が社会全体や特定ステークホルダーに著しい不快感を生じさせた場合などに発生すると考えられる。そこで、(一)を公共的失敗、(二)を社会通念逸脱型社会的失敗、(三)を感情型社会的失敗と命名し、以下ではその各々の事例を考察する。

3. 1 公共的失敗

1) 政府の審議会等への関連業界関係者の就任

2001年11月に行われた規制緩和を審議する経済財政諮問会議に宮内義彦オリックス会長は「15の重点提言事項」を「個人的」に提出したが、それは当時経済財政諮問会議が「改革工程表」として公表していた規制変更と比較して踏み込んだものであり、医療機関や農業経営などへの株式会社参入を認める案であった。宮内氏は当時総合規制改革会議議長でもあり、政府の規制緩和政策に重大な影響を与える地位にあった。十五の提案のうち四つが実行され、医療機関や農業経営に株式会社が参入できるようになったが、我が国初の株式会社経営の大規模農園や病院の大株主がオリックスであったために規制緩和を「ビジネスの種」にしているという批判がオリックスに対して向けられた（週刊ダイヤモンド；2006、週刊東洋経済；2006）。

また、規制緩和を審議する内閣府規制改革・民間開放推進会議では労働関係制度の規制緩和が議題となっており、2005年6月に厚生労働省が2002年に出した過労死や過労自殺を防ぐ通達について同省担当課長を会議に呼び、事業主に対する強制力が同通達にはないことを明言させた。そして同会議の2005年9月の提言において同通達には拘束力がないことを明示する必要があるとされた（毎日新聞社会部；2006）。規制改革・民間開放推進会議は十三人の委員の内七人が経営者や企業に籍を置く者からなり、残り六人は研究者で労働者・労働界を代表する者は委員に入っていない（内閣府規制改革・民間開放推進会議ホームページ参照）。

規制緩和を審議している会議においては、委員が異論を述べることを拒絶する組織文化があることが指摘されている。規制改革・民間開放推進会議の前身の総合規制改革会議において労災保険の民間開放に反対を唱えた清家篤慶應義塾大学教授は、反対意見を答申に書くことを拒絶され、規制改革・民間開放推進会議の委員に選任されなかったが、清家教授に対し同会議は通常の審議会とは異なり、省庁・業界と戦う必要があるため複数意見を認めることはないということを告げた委員が存在した（週刊ダイヤモンド；2006）。総合規制改革会議と規制改革・民間開放推進会議双方の議長代理を務める鈴木良男旭リサーチセンター会長は「われわれの思った通りじゃない人の席は消えていく」（毎日新聞社会部；2006、p.93）述べたという。このような労働関係規制緩和政策に対し、例えば深刻化する過労死に対する政策の骨抜きを凶っているという批判がなされた（毎日新聞社会部；2006）。

2) 政治的問題への経済界からの提言

2006年5月にまとめられた経済同友会の日中関係に関する提案において同会は首相の靖国神社参拝の自粛を求める内容となった（経済同友会；2006）。同提案には直接的には記載されていないものの、このような提案がなされる背景には中国新幹線などのビジネス

に首相の参拝が影響すると見なされたことがある。この提案を行うにあたっては同会の中でも議論が分かれ、七十人の幹事中十一人が反対したため異例の採決という手段で公表することが決定された（日本経済新聞；2006、産経新聞；2006）。これに対し例えば、経済的立場からのこのような提案には問題があるという批判が発生した（加地；2006）。

公共的失敗とは企業や集団の直接的、間接的利益になると見なされる政治的な行為を行ったことにより当該行為に批判的な個人・集団や輿論の批判が発生した事例であり、本節では取り上げた例は提言が極めて政策に反映されやすい審議会の議長にその政策に関連する事業を行っている企業の長が就任していた、労働問題に関する提言を片方の当事者である経営者側だけで作成している、メンバーの数社が行っている中国との取引を円滑に行うために公共的価値観をめぐる問題に関して政府に「圧力」をかけたことなど現象的には異なっているが、いずれも「公」と企業・業界との関係から発生した問題である。無論、企業と政府などの公的機関が協力すること自体は問題がなく、本節で取り上げた事例は特に企業側が提案する政策に賛成する立場から見れば問題がないように見える。しかし、現代社会においては企業、特に大企業の政治的・社会的影響力が大きい「強者」であり、ある政策が当該企業・集団の利益に結びつく場合、不公正感が生ずる。また、企業が政治的影響力を行使する行為は汚職などの法令違反に結びつく可能性も指摘できる。

3. 2 社会通念逸脱型社会的失敗

1) 日本銀行総裁の資産運用

福井俊彦日本銀行総裁は2006年6月に村上ファンドに総裁就任後も出資し続けた事実に対し、野党やマスコミ等で批判を受けた（7）（読売新聞；2006）。東谷（2006）は世間から疑念を受ける可能性のある個人的利殖行為は日銀内規に抵触し、また日銀政策委員会に就任した中原伸之東燃社長には日銀当局が株式を信託銀行に預けることを進言したように、日銀関係者は資産運用を制限すべきであることを日銀当局が認識しているにも関わらず出資を続けたことは問題であり、中央銀行への不信感を発生させたにもかかわらず在任し続けたことも問題であることを指摘している。しかし、日銀法により総裁は地位が保証され、辞任を強制することは現行法上不可能であることも指摘されている。

2) 経営陣による企業買収の問題

レックス・ホールディングスは2006年11月に投資ファンドアドバンテッジパートナーズとともに同社の共同買収（MBO）を実施し、全株式を一株当たり23万円で買い取ることを発表した。しかし、この買収価格は過去半年の平均株価と比較すると20パーセントも低く、株価が下がりきった所でのMBOであるとして経営陣を信じて株式を保有し続けた一般投資家から批判を浴びた。その後一部株主が東京地方裁判所に公正な価格を決定するように申し立てを行なった。また、同買収は金融庁や経済産業省もMBOにおける少

数株主保護の方策を検討するきっかけとなった（日本経済新聞；2007、日経金融新聞；2007a、日経金融新聞；2007b、ウェッジ2007）。

上記の事例は法的な制限外、もしくは法制度等の不備が存在するため法的な問題とはならないものの、中央銀行関係者の中立性や少数株主の権利が保護されるべきであるという社会通念に著しく反する事例である。

3. 3 感情型社会的失敗

1) 経営者の事実誤認による問題発言

過労死は我が国の構造的な労働問題であることが認められているが、ザ・アール社長で労働政策審議会の分科会使用者側委員である奥谷禮子社長は同会や雑誌のインタビューで過労死は労働者が自己管理できないことに原因である旨を発言し、野党が衆議院予算委員会への奥谷社長の参考人招致を求めるなど強い批判が起きた（産経新聞；2007a、奥谷；2007）。

2) テレビコマーシャルにおける問題

セコムが2007年5月から放送したGPS使用の個人用警報サービスのテレビコマーシャルに対して、数十件の苦情が寄せられその放送が一旦中止となった。同製品のコマーシャルは路上にいる人々が猛獣に変わるというもので、問題となったシーンは電柱の上にいる男性がハゲタカに変わるシーンであり、電気工事の人のイメージが悪くなるという抗議が発生した。そこで、セコムは謝罪を行うとともにハゲタカのシーンを削除して放送することになった（産経新聞；2007b）。

3) 血液型性格判断番組の問題

血液型と性格の相関性については我が国においては長らく話題になっており、それに關するテレビ番組が多く制作されている。しかし、そのような血液型性格判断には科学的根拠が無く、また特定の血液型に対する固定観念からの就職差別や学校内での差別が指摘され、2004年6月頃から放送倫理・番組向上機構（BPO）への苦情が多発した。そこで、BPOの委員会である放送と青少年に関する委員会は、その時期に血液型性格判断に関する番組を作成した関西テレビ、TBS、テレビ朝日に対する見解を求めた。また同件を同委員会で審査した結果、放送局側が偏見を持たないよう注意を喚起し個人差を強調するテロップを流したとしても血液型が個々人の特徴を規定するものとして受け取られかねないとして、古い等現代人の良識から見て非科学的な迷信等を肯定的に取り扱わないとする民放連の放送基準に抵触する可能性を指摘した（放送倫理・番組向上機構放送と青少年に関する委員会；2004）。

上記の例は企業トップの問題発言、広告における問題、そして当該企業が提供する製品・サービス等の問題と問題の発生原因は異なっておりかつその活動によって直接的な被

害を受けた者がいるということは必ずしも認められないものの、社会全体や特定ステークホルダーに著しい不快感を生じさせた事例である。

4、インプリケーション

4. 1 学術的インプリケーション

本研究においては、経営倫理研究上の倫理失敗として法律的責任上の失敗と倫理的責任上の失敗があることを指摘し、後者の失敗には直接的失敗と社会的失敗があり、特に社会的失敗についての分析を行ったものである。社会的失敗については顕在化しにくいことや価値判断の分かれる事例があり、経営倫理研究の対象として未開拓である。しかし、上述のように経営倫理の範疇として「エチケット、マナー」の問題を指摘する一般的意見が存在し、また企業などの組織体は社会的存在である以上、「公德」とも呼べる組織体と他者との望ましい関係性についての考察は欠くことができない要因であると思われる(8)。また、このような社会的失敗を犯した後の再生プロセスについての考察も今後検討する必要がある。

山田・福永(2007)はあくまでも法律的責任上の失敗からの再生の事例分析であるが雪印乳業の倫理再生の試みについて組織学習の観点から考察を行っており、その中で社会との相互学習という組織学習が倫理再生には必要であることを示唆している。倫理的責任上の失敗再生の場合も、社会との相互学習という視点からの考察が可能であると考えられる。

4. 2 実務的インプリケーション

現在、特に企業の倫理的責任に関しては様々な倫理憲章・倫理基準が制定されており、倫理的責任上の失敗を予防する判断基準は存在している。しかし、個々の組織が倫理的責任上の失敗を犯さないためには、組織内に倫理的に厳格な組織文化を確立し、個々の組織ごとに望ましい制度、仕組みを作っていく必要もある。上記で指摘した社会的失敗は経営トップが引き起こしたもの、企業の商品・サービスが引き起こしたものや企業の広告が引き起こしたものとその症例は多様である。そこで、組織メンバー全員が社会との係わり合いを常に検討することが求められる。

また、組織文化、つまり組織メンバーに共通した「ものの見方、考え方」自体に社会通念との齟齬があった場合、倫理的な検討が阻害される。例えば、テレビコマーシャルの事例などはそのようなコマーシャルを放映すると問題が発生することは容易に想像することができ、問題の発生を予防することも容易であったと考えられるが、そのような問題が様々な企業によりたびたび引き起こされることから考えると「集団思考」により判断が阻

害される場合があることが多いといえよう。そのような「集団思考」を防止することは容易ではないが、社会的な視点によるチェックを恒常的に行う工夫が必要であると思われる。

ただし、社会的視点からのチェックとは単にマスコミに先導された「世論」との一致、迎合ではない。血液型の例でも理解できるようにマスコミ、「世論」も問題がある場合がある。本論文における社会的視点とは「専門家」の視点と歴史的に形成されてきたある集団固有の価値基準からの視点を含むものである。血液型の例のような自然科学分野に限らず、社会・人文科学の分野においても社会的通念と専門的知識の乖離が多々見られ、専門的観点からのチェックは不可欠である。

また、道徳、倫理には普遍的な要素もあるが、基本的には特定の集団で歴史的に形成された価値基準の最たるものであり、そのような歴史的に出来た集団固有の価値基準がその社会における組織の行動基準になる(9)。そのために企業関係者による靖國神社問題などの政治的問題や文化的問題に関する発言も慎重さが求められ、かつ文化やその文化固有の精神の形式としての習慣、死生観や宗教観に関する問題についてはそれを尊重する姿勢が求められる。日本経済団体連合会(2004)は「企業行動憲章」において国際的な事業展開においては現地の文化や慣習を尊重することを表明しているが、文化や慣習の尊重は当然我が国において経営活動を行っていく上でも必要である。

企業の倫理的責任上の失敗のとして挙げられる事例の多くは大企業が引き起こした問題であり、それが故にマスコミ等で紹介され、厳しい批判が生まれているという面も存在する。しかし大企業は社会的な「強者」であり、その社会的影響力は大きく、社会的に要求される「倫理水準」は極めて高いものになるのは当然だと考えられる。

本研究の事例の多くは経営者や経営幹部によって引き起こされた問題であり、経営トップの倫理的責任上の重要性を指摘するものである。経営トップは法的な責任はもちろんのこと、その言動が組織文化に多大な影響を与えることから理解できるように倫理上でも当該組織の最高責任者であり、高度な倫理性が求められる。例えば審議会の問題の場合、政府の審議会運営の仕方も問題であり、関連ある業界の経営者を審議会会長に任命しない、利害対立がある双方の当事者を審議会のメンバーにするなどの原則化が求められるが、経営者側としても慎重な行動が求められる。

5、結論

本研究においては経営倫理の上で問題となる倫理的責任上の失敗を直接的失敗と社会的失敗の二つに区別し、特に社会的失敗には公共的失敗、社会通念逸脱型社会的失敗、そして感情型社会的失敗の三種類に大別されることを指摘した。また、各失敗の事例を考察

し、このような失敗は企業活動のあらゆる場面で起こりうることを指摘した。しかし、上記の事例の多くは経営者によって引き起こされた経営倫理上の問題である。これは大企業のトップの言動がマスコミやインターネットによって昔と比較して社会に知られる度合いが増加したことに影響されていると思われるが、経営者として就任している者の倫理観の低下が影響しているのではないかとも思われる。本研究で取り上げた事例より十数年さかのぼる時期に発生したバブル期の経営上の失敗や不祥事の原因として森川英正（1996）は企業システム上の機能マヒ、先見性の喪失そして大企業内での倫理感の消滅があったのではないかと指摘している。つまりこの時期から大企業内での倫理意識の動揺があったことが指摘され、森川はその原因として1990年代から旧制高等教育を受けた世代が企業から姿を消したことが影響しているのではないかと推測している。つまり、戦後教育、特に高等教育に問題があったと推測し、特に旧制高等教育の重視した「教養」が戦後高等教育では軽視され、教養の欠如が倫理観の喪失の要因ではないかと指摘している。無論、教育と経営倫理の関係を分析するのは容易ではないが、企業に限らず現在指摘されている様々な社会問題を見れば高等教育のみならず戦後の教育にある種の欠陥があったのではないかと考えざるを得ない。つまり、究極的には企業のみならず社会全体で倫理のあり方とその教育の仕方について再考察するべきではないだろうか。

注

- 1) 経営倫理と企業倫理という概念自体、厳密に定義すれば異なる概念であるが本論では同じ意味として取り扱い、以下では原則として経営倫理という用語を統一して用いる。また、本研究では一部例外を除き「企業」に関する倫理について検討している。
- 2) 「企業と社会」論研究に関する考察は松野・堀越・合力（2006）、津田（2002）が行っている。
- 3) 小山（2006）はCarrollの概念をもって企業の社会的責任概念の意味内容の枠組みが完成したと見なせると指摘している。
- 4) 大企業・多国籍企業の社会的影響力の強さに関わる倫理上の直接的失敗の例としては経営者報酬における不公正、ソ連のアフガニスタン侵攻後に発動された米国の対ソ穀物禁輸政策を利用して莫大な利益を上げた米国穀物商社の反国益行為、米国企業による中南米への政治介入などが指摘されている（高・ドナルドソン（1999））。
- 5) 雇用差別に関する経営倫理やCSRの観点からの研究としては非正規従業員の差別待遇の問題の研究（例、鈴木（2003））や男女間の雇用格差の研究（例、志野・嶋根（2006））がある。
- 6) 多国籍企業が引き起こした社会的失敗としては高・ドナルドソン（1999）が指摘する経済的利益を追求するための政治利用（レバレッジ）への批判、タックス・ヘイブンの利用への批判や人種隔離政策を行っていた南アフリカでの企業活動に関する批判の発生があげられる。
- 7) 日本銀行は公的機関であるが、組織の倫理的問題の例として本件を事例とする。
- 8) 「公德」という概念については西部（2007）を参照。
- 9) ある集団固有の価値判断基準、精神の形式については西部（2007）参照。

参考文献

- Carrol, A.B., "The Pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders" *Business Horizons* July-August, 1991, pp.39-48.
- 福永晶彦・山田敏之, "組織の倫理失敗と学習: 分析枠組と視点", 『東海学園大学学術研究紀要』8巻1号, 2003, pp.71-96
- 東谷暁, 『金より大事なものがある 金融モラル崩壊』, 東京, 文藝春秋, 2006
- 放送倫理・番組向上機構放送と青少年に関する委員会, "「血液型を扱う番組」に対する要望", 放送倫理・番組向上機構放送と青少年に関する委員会, 2004, 入手先 http://www.bpo.gr.jp/youth/kenkai/blood_1.html#keii, (参照 2007・7・24)
- 加地信行, "首相を選ぶのは誰か 中国バブル弾けた後に...", 『産経新聞』朝刊, 2006.5.18
- 経済同友会, "今後の日中関係への提言 一日中両国政府へのメッセージ", 経済同友会, 2006, 入手先 <http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2006/pdf/060509.pdf>, (参照 2007・7・21)
- 小山巖也, "アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開", 『「企業の社会的責任論」の形成と展開』, 松野弘・堀越芳昭・合力知工編, 京都, ミネルヴァ書房, 2006, pp.107-131
- 毎日新聞社会部, 『縦並び社会 貧富はこうして作られる』, 東京, 毎日新聞社, 2006
- 松野弘・堀越芳昭・合力知工編, 『「企業の社会的責任論」の形成と展開』, 京都, ミネルヴァ書房, 2006
- 森川英正, 『トップ・マネジメントの経営史』, 東京, 有斐閣, 1996
- 「首相の靖国参拝、同友会、自粛求める」, 『日本経済新聞』朝刊, 2006.5.10
- 「MBO、公正実施へ指針、経産省、株買い付け期間、30日以上に」, 『日本経済新聞』朝刊, 2007.7.18
- 「検証 MBO 究極のインサイダーの是非 (上) レックス HD の教訓」, 『日経金融新聞』a, 2007.6.27
- 「検証 MBO 究極のインサイダーの是非 (下) 少数株主の利益どう守る」, 『日経金融新聞』b, 2007.6.29
- 日本経済団体連合会, "企業行動憲章", 日本経済団体連合会, 2004, 入手先 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>, (参照 2007・7・21)
- 西部邁, 『教育—不可能なれども』, 東京, ダイヤモンド社, 2007
- 奥谷禮子, "何でも「お上頼り」が間違い 過労死は自己管理の問題です", 『週刊東洋経済』, 6059号, 2007, p.44
- 志野澄人・嶋根政充, "企業におけるジェンダー問題の現状と CSR 導入による新しい視点", 『日本経営倫理学会誌』, 13号, 2006, pp.127-141
- 鈴木由紀子, "雇用・就労の多様化にともなう倫理的問題—非正規従業員の処遇を中心に—", 『日本経営倫理学会誌』, 10号, 2003, pp.91-99
- 「主張 同友会提言 中国干渉に手を貸す恐れ」, 『産経新聞』朝刊, 2006.5.11
- 産経新聞 a, "奥谷氏の参考人招致要求 3野党が確認", 産経新聞, 2007, 入手先 <http://www.sankei.co.jp/seiji/seikyoku/070228/skk070228004.htm>, (参照 2007・7・24)
- 産経新聞 b, "セコム CM 打ち切り「電気工事のイメージ悪くなる」と抗議", 産経新聞, 2007, 入手先 <http://www.sankei.co.jp/culture/enterme/070531/ent070531000.htm>, (参照 2007・7・24)
- 週刊東洋経済, "オリックスの躓き", 『週刊東洋経済』, 6034号, 2006, pp.40-52
- 週刊ダイヤモンド, "宮内オリックス商法を解剖する", 『週刊ダイヤモンド』, 94巻30号, 2006, pp.102-109
- 高巖・ドナルドソン、トーマス, 『ビジネス・エシックス—企業の市場競争力と倫理法令遵守マネジメント・システム—』, 東京, 文眞堂, 1999
- 津田秀和, "「企業と社会」論における「責任」概念の再検討", 『経営学研究』, 12巻1号,

- 2002, pp.35-47
ウェッジ, “株主・社員は悲惨！ファンドに会社を売り渡す経営者”, 『ウェッジ』19巻3号,
2007, pp.34-36
山田敏之・福永晶彦, “企業倫理の創発的再生と組織学習：雪印乳業の再生活動の事例分
析”, 未発表論文, 2007 pp.1-12
山田敏之・福永晶彦・野村千佳子・中野千秋, “競争力／倫理性の向上に向けての組織開発
—インタビュー調査による予備的考察—”, 『日本経営倫理学会誌』9号, 2002,
pp.149-157
「日銀総裁 判断に甘さ」, 『讀賣新聞』朝刊, 2006.6.14